

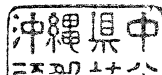
報告第13号

専決処分の報告（残波岬ボールパーク機能強化工事請負契約の変更）について

令和7年3月6日議案第25号で議決された残波岬ボールパーク機能強化工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和7年9月9日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 7年 3月 31日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 残波岬ボールパーク機能強化工事
2. 工 事 場 所 読谷村字宇座地内 (ZANPAプレミアム残波岬ボールパーク)
3. 工 期 自 令和 7年 3月 7日
至 令和 7年 8月 29日
4. 変 更 後 の 自 令和 7年 3月 7日
工 期 至 令和 7年 10月 31日
5. 原契約額に対する変更増額 ¥1, 842, 500 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥167, 500 -)
6. 変更後の請負代金額 ¥87, 642, 500 -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥7, 967, 500 -)
7. 契約保証金 免 除
8. 解体工事に要する費用等

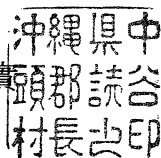
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書2通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 7年 8月22日

発 注 者 読谷村長

石嶺 傳寛



受 注 者 住

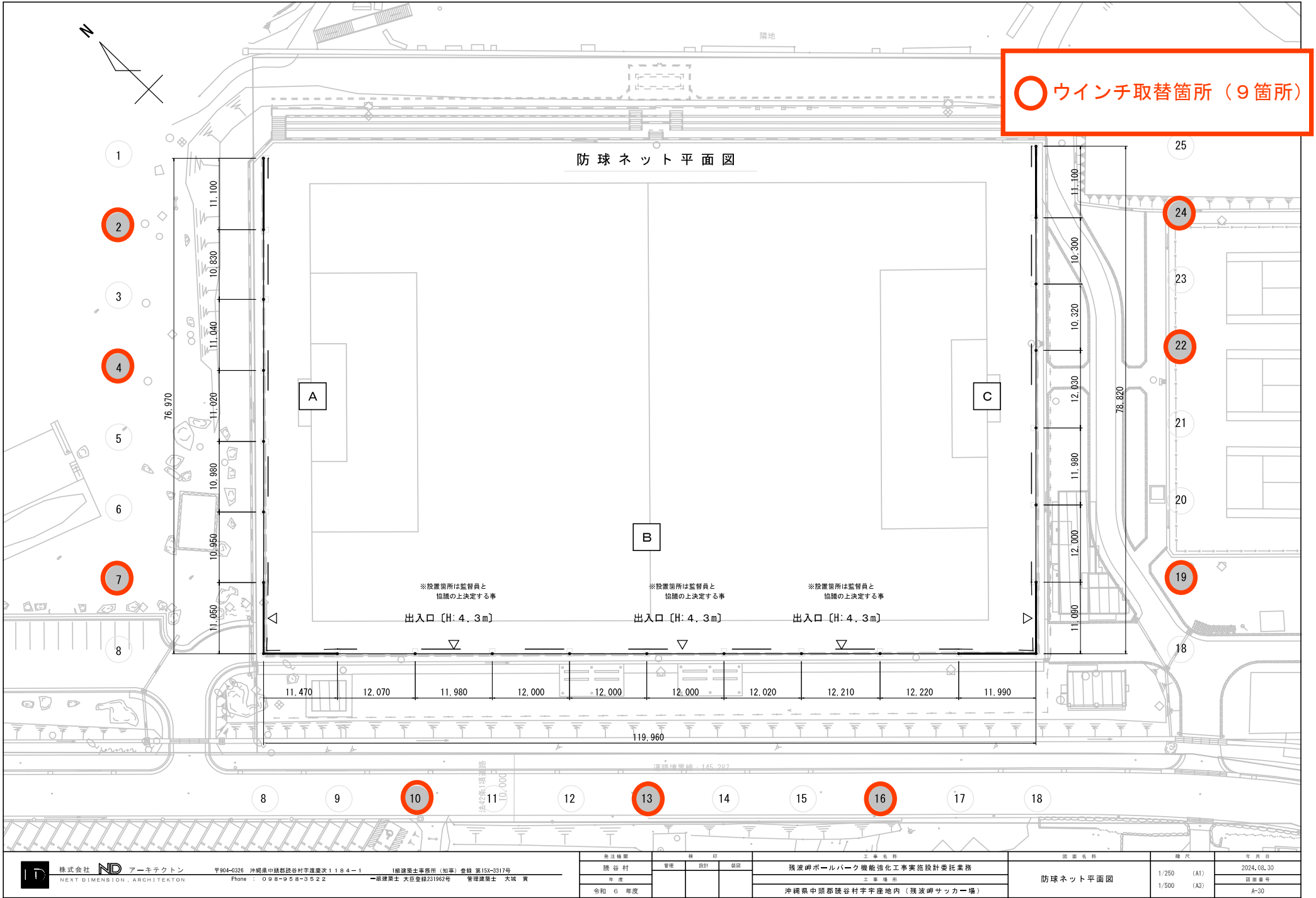
所 沖縄県読谷村字長浜1436番地

商号又は名称 有限会社たまたつ

氏 名 代表取締役 玉城 榮子



印



防球ネット平面図

○ ウインチ取替箇所 (9箇所)



株式会社 **ND** アーキテクトン
NEXT DIMENSION . ARCHITECTON

〒904-0326 沖縄県中頭郡読谷村字連座次 1184-1
Phone : 098-958-3522

1級建築士事務所 (知事) 登録 第15X-3317号
一級建築士 大田登輝231962号 管理建築士 大城 貴

発注者名	捺印		
読谷村	管理	設計	確認
年度			
令和 6 年度			

工事名称
読波岬ボールパーク機能強化工事実施設計委託業務
工事場所
沖縄県中頭郡読谷村字連座地内 (読波岬サッカー場)

図面名称
防球ネット平面図
縮尺
1/250 (A1)
1/500 (A3)

年月日
2024.08.30
図面番号
A-30